

## 日本原子力研究所生活協同組合の解散について

日本原子力研究所生活協同組合（以下生協という）を解散する方針が理事会で決定されました。これまで生協の運営態は、かろうじて黒字を出す程度のものでした。それが新法人への移行後は「生協運営にたいする研究機構からのサポートが受けられない見込み」となったため、10月以降、一気に赤字経営に陥る可能性が高くなります。そのため、理事会において、生協職員等への退職金支払いと組合出資金返却の余力があるうちに解散するとの判断がなされました。労組も、残念ながらやむをえない判断とし、以下のように考えます。

- 一、生協理事会が提案している「生協職員等に退職金の割り増し支給を行うい、かつ組合員への出資金の払い戻しや残余財産の分配を行うための剰余金のある9月末での解散」という判断は止むを得ない。
- 二、生協職員等の再雇用については、原研当局が責任を持って斡旋すべきである。
- 三、生協が廃止されると不便になるので、新法人に対し福利厚生の一環として各事業所内に構内売店の設置を要求していく。

今後、出資者の総会が開催され、解散承認の後、解散手続きがとられる予定です。

## 研究員・技術員制度報告討論会を開催します。

日時：7月20日(水) 18:30より

場所：東海研究所内 労働組合事務所

先にあゆみ速報 No. 4592(57-01)でお知らせしたように、7月6日に新法人の人事制度案説明会がありました。新法人の職員がいずれかに属する研究職、技術職、事務職、技能職に関する制度案が説明されました。その中で研究員制度及び技術員制度について認定基準及びそれらのキャリアパスについての考え方が示されました。「技術員」はこれまで仮称「技師」として説明されていたものです。各部では、新法人での職種選択について、技術系及び研究系の職員の希望聴取が行われています。この制度に関して、「技術員」がどのように位置付けられ、どのように処遇されるのか、認定の基準が具体的にどのように運用されるのかなど、わからないことがたくさんあります。先のあゆみ速報で指摘したように、従来の技術系職員のキャリアパスに影響するのかなという問題もあります。

今回の報告討論会では、説明会での研究所の説明を報告します。また報告だけでなく、新法人において、特に研究職と技術職について、どのような人事制度が望ましいか討論し、今後の運動に生かしたいと考えます。組合員以外の方の参加も歓迎します。ふるってご参加ください。

## 労働協約改廃提案の問題点 <線量評価委員会関係の協約廃止提案>

6月29日に研究所が解約通告をしてきた協約の中に、線量評価委員会に関する協約があります。線量評価委員会は職員の被ばくの有無、線量などを評価確認する委員会で、ひとつの委員会が原研全体を管轄します。今回研究所は、労働協約以前に、線量評価委員会そのものをなくそうとしています。

放射線被ばく事故があったときなどに重要な役割を果たす委員会を、労使対等に近い形で作ることにしているのが現行の規定です。新法人に移行するにあたり、サイクル機構と統合するわけですから、それを加味して委員の選出規定を変更するというのならともかく、**研究所側は線量評価委員会そのものをなくして、その役割を事業所ごとの安全衛生委員会にやらせると**言っています。

しかし、高度な専門性が必要な線量評価を、安全衛生委員会に託すのは無理があります。何も起きなければほとんど出番のない線量評価のため、労働者側の安全衛生委員にそのような人材を充分配置するのも難しいですから、被ばく問題が生じたときに使用者側の言いなりの線量評価がされてしまう恐れがあります。線量評価委員会は安全衛生委員会と違って法律によって義務付けられたものではありませんが、原子力の職場という特殊性から、労使対等に近い現在の委員会規定をなくしてしまうのは大きな問題を残すと考えます。被ばく事故はあまりないとしても、1999年のJCO臨界事故で、被ばく作業が必要だったことなども忘れてはなりません。線量評価委員会制度を残すことを強く求めます。

### --- 昭和37年の覚書 ---

日本原子力研究所と日本原子力研究所労働組合とは線量評価委員会（以下「委員会」という）の円滑な運営を図るため線量評価委員会規則に関する了解事項として下記の通り確認する。

#### 記

- 1 理事長は委員会の答申した事項については、特別の理由がない限り答申どおり評価するものとする。
- 2 理事長は委員会が答申した事項の処理結果を速やかに委員会に通知するものとする。

線量評価委員会は、この覚書が作られたころ規定され、作られました。その役目は（設置目的）

第1条 日本原子力研究所（以下「研究所」という。）に、職員等の放射線被ばく管理の状況について確認し、放射線被ばくの低減に資するため、委員会等設置共通規程第3条第2項に規定する委員会として、線量評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌業務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議し、理事長に意見具申することができる。

- (1) 放射線の被ばくの有無及び態様
- (2) 放射線の被ばく線量
- (3) 放射線被ばく者の責任の有無及び程度
- (4) その他理事長が必要と認める事項

とされています。 ---委員会規定より--

また その組織構成については、

第3条 委員会は、委員長を含む委員6名をもって組織する。  
(委員)

第4条 委員は、研究所の役員及び職員のうちから研究所が選出した者3名並びに研究所の職員である組合員のうちから組合が選出した者3名を理事長が任命する。

としています。 ---委員会規定より--

アスベストについては

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kaizen/kisei/taiki/asbest/1.htm> などに解説があります。

---

参加者募集：人事院勤告前の最大規模の共同行動です。執行委員会から数名が参加します。組合員の参加も募集します。

### 全労連・公務労組 05 夏季闘争 7・26 第3次中央行動

日時 7月26日(火) 12時～16時20分

行動内容

怒りの霞ヶ関総行動・出発式(11:30開場)

12:00 開会 日比谷野音、12:15 各省前に組合ごとにとまって移動

財務省前行動 12:40～13:10 (特殊法人労連は財務省前に集中)

人事院前行動 13:25～13:55 人事院前

「許すな！給与構造見直し、郵政民営化阻止」決起集会 14:10～15:10 日比谷野音

国会請願デモ 15:20～16:20

---

## 原研にも崩れかけたアスベストが！

最近、アスベスト(石綿)による発ガン・死亡の数が多いことが話題になっています。多くはアスベストを使った製品の製造工場などアスベストを多く扱った労働者のようでしたが、最近の新聞報道によると、アスベストで中皮腫(癌の一種)になった女性患者の8割以上がアスベストを吸った覚えがないと問診に答えているそうです。アスベストを直接扱ったことがなくとも中皮腫になることがあるのは間違いなさそうです。

原研では、昨年アスベストの調査が行われています。組合への訴えによると、ある場所では、アスベストが建物に使われていて、しかもかなり痛んだ状態になっているそうです。何らかの対策が求められるます。しかし、「アスベスト対策に責任を持つのはどの部署か、必要な予算はどこがどう出すのかがはっきりせず、はたしてきちんと対策してくれるのかどうか心配だ」とのことです。研究所の責任ある対応を求めたいものです。

アスベストの害は、石綿肺、肺がん、悪性中皮腫などがありますが、吸引してすぐに現れるよりは、吸入量が少ない場合、10数年から40年ぐらい後になってから症状があらわれることがあります。被害が明らかになってからでは遅いのです。